

基本目標3 子育てしやすい社会づくり

〔数値目標〕

・子どもを生み育てやすいと感じる家庭の割合
現状値 72.6% (2022年度) → 80% (2027年度)
・授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童生徒の割合
現状値 小学校76.8% 中学校77.4% (2022年度)
→ 小学校 全国平均を上回る 中学校 全国平均を上回る (2027年度)

数値目標と重要業績評価指標（KPI）については、悪化傾向にある数値の改善を目指す場合や、社会経済情勢の影響を大きく受ける場合等は、「増加を目指す」など、具体的な数値ではなく、方向性を示す目標としている。また、具体的な数値を示している指標は、例年の実績や過去の平均値等を用い設定した。

県民の結婚・子育ての希望を実現するためには、妊娠・出産・子育てのライフステージに応じて、誰もが安心して子どもを生み、育てられる環境をつくることが重要である。

このため、子育てに要する経済的負担軽減など、妊娠・出産・子育てに係る総合的な支援や、子育てを地域全体で支える環境づくりを行うとともに、子どもの主体性や創造性を育むような保育の質の充実に向けた取組を行う。

また、国のこども大綱を踏まえ、県においても総合的なこども関連施策に取り組んでいく。

さらに、大きな社会的な変化・変革の中で、新しい時代に対応する「生きる力」を持ち、千葉県の未来を担う子どもや若者を育てていくため、デジタルも活用しながら、個々の能力や可能性を最大限に伸ばしていく。

①妊娠・出産・子育ての環境整備

県民が妊娠・出産・子育てに対する希望をかなえるためには、各ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要である。

このため、妊娠・出産に関する医学的知識の普及や妊婦・乳幼児等の健康を守る取組など安心して子どもを生むことができる環境の整備や周産期・小児救急など医療体制の整備を図る。

また、子育てや教育に要する経済的負担が大きいことが、予定子ども数^{※1}が、理想子ども数^{※2}を下回る大きな要因として考えられることから、負担軽減を図るための支援を行う。

結婚し子どもを生み育てる希望をかなえるためには、経済的な自立と安定が重要であることから、安定的な就労に結びつく職業訓練や、相談から就職までの一貫した支援などにより、正規雇用としての就労・定着を促進する。

さらに、男女が共に意欲と能力を生かして働きながら、安心して子どもを生み育てやすい社会を構築するため、企業や働く人々の意識啓発や、仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりの促進を図る。

※1 予定子ども数：実際に持つつもりの子どもの人数

※2 理想子ども数：理想的な子どもの人数

〔重要業績評価指標（KPI）〕

・妊娠・出産に関する知識を普及するセミナーにおける理解度
現状値 64% (2023年度) → 75% (2027年度)
・「子育て応援!チーパス事業」協賛店舗数 (再掲)
現状値 8,130店 (2023年9月末現在) → 増加を目指す (2027年度)
・若年者の就労支援施設を通じて就職した正規雇用者の割合
現状値 57.7% (2019~2022年度) → 増加を目指す (2027年度)
・男女共同参画推進事業所表彰件数 (累計)
現状値 51件 (2022年度) → 71件 (2027年度)
・母子保健研修等開催実績
現状値 53市町村 (2022年度) → 54市町村 (2027年度)

ア. 結婚や出産の希望をかなえるための支援

県民の結婚や妊娠・出産の希望をかなえるため、これらのライフステージにある県民に対し、スマートフォン用アプリやウェブサイトを活用して、県や市町村が実施するイベントや各種支援等に関する情報提供を行うとともに、若い世代が、将来のライフデザインについて希望を持って描き、様々なライフイベントに柔軟に対応し、適切に行動できるよう、将来のライフイベントについて考える機会を提供する。

さらに、地域において安心して子どもを生み育てることができるようにするため、周産期母子医療センター等への支援や医師等の医療従事者の確保などにより、妊産婦や新生児のための周産期医療体制の整備・充実を図るとともに、小児救急医療拠点病院への支援などにより子どもの急な病気やけがに対応する小児救急医療体制の整備・充実を図る。

- ・デジタル技術（スマートフォン用アプリ等）を活用したライフステージごとの情報提供
- ・若者と一緒に考える地域活性化セミナーの実施
- ・若い世代に向けた妊娠・出産・子育てに関する知識の普及啓発
- ・周産期母子医療センターの支援
- ・母体搬送コーディネート体制（24時間・365日体制）の確保
- ・小児救急医療拠点病院の支援
- ・小児救急医療に係る夜間・休日診療所運営の支援
- ・小児救命救急センターの運営支援 等

イ. 子育てに要する経済的負担の軽減

子育てに係る保護者の経済的負担の軽減のため、子どもが病気や怪我などにより受診した場合の医療費の助成について、県と市町村が一体となり取組を継続する。

子育てと仕事の両立支援や、費用負担の軽減に加え、人格形成の基礎づくりに重要な幼児教育の機会を保障するため、幼児教育・保育の無償化を実施する。また、私立学校に在籍する子どもや保護者の経済的負担の軽減等を図るため、私立学校に助成する。

さらに、県全体で子育てが家庭を応援するため、県内の企業や商店等の協力を得て、子育てが買物などの際、割引等のサービスを受けられる「子育て応援!チーパス事業」などの推進を図る。

- ・子どもの修学への経済的支援
- ・子ども医療費の助成
- ・幼児教育・保育の無償化

- ・ひとり親世帯への経済的支援
- ・子育て応援！チーパス事業の推進 等

ウ. 若者の経済的自立と就労支援

安定的な就労に結び付く職業訓練や相談から就職までの一貫した支援などにより、正規雇用としての就労・定着を促進するとともに、若年無業者への職業的自立支援を実施する。

- ・正規雇用での就労を希望する若者等に対する支援
- ・若年無業者等の職業的自立支援
- ・職場への定着に向けた若者と企業への支援
- ・雇用に結び付く効果的な職業訓練の実施 等

エ. 働きながら子育てしやすい環境づくり

仕事と育児の両立支援やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革を推進するため、企業等の理解促進を図る各種セミナー等を実施するとともに、働き方改革やテレワークの導入に取り組む企業にアドバイザーを派遣するなど、誰もが活躍できる多様で柔軟な職場づくりを促進する。

また、共働き世帯の増加や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などに伴い、育児環境が大きく変わる中で、男女が共に子育てを担う意識を醸成するため、幅広く男女共同参画意識の普及・啓発を行う。

- ・仕事と家庭の両立支援等に取り組む企業等の表彰
- ・男女共同参画に関する広報・啓発
- ・多様な働き方の推進 等

オ. 妊娠に関する支援

妊娠に伴う心身の変化等に不安や悩みを抱える方に対して、正しい知識を提供するとともに、不安や悩みの解消に向けた相談事業を県民がより活用できるよう、取組を進める。

- ・不妊や不育に悩む方を対象に医療面・精神面での相談や治療に関する情報提供を行う。
- ・妊婦支援を行う母子保健従事者研修の開催
- ・予期しない妊娠に関する相談窓口の普及啓発
- ・不妊・不育に係る相談体制の充実
- ・妊婦や乳幼児等の健康を守る体制づくり 等

②子育て支援の充実

「子どもを地域の宝として、すべての子どもと子育て家庭の育ちを地域のみinnで支える」子育てを実現するため、保育に係る多様なニーズに対応できる体制や、企業・地域による支援を充実させるなど、子育て家庭を社会全体で支える取組を推進するとともに、家庭においても、安心して子育てができるよう、保護者の学びの機会や子育てに関する情報提供などの支援を行う。

〔重要業績評価指標 (KPI)〕

・地域子育て支援拠点の数	現状値 359箇所 (2022年度)	➡	388箇所 (2027年度)
・保育所待機児童数	現状値 140人 (2023年4月1日時点)	➡	0人 (2028年4月1日時点)
・こども家庭センター支援事業研修等開催実績	現状値 0市町村 (2023年度)	➡	54市町村 (2027年度)
・スクールカウンセラー年間配置時間総数	現状値 144,323時間 (2022年度)	➡	増加を目指す (2027年度)
・スクールソーシャルワーカー年間配置時間総数	現状値 30,135時間 (2022年度)	➡	増加を目指す (2027年度)
・「子育て応援！チーパス事業」協賛店舗数	現状値 8,130店 (2023年9月末現在)	➡	増加を目指す (2027年度)
・域内の幼稚園・保育所と諸学校の間で接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている市町村数	現状値 26市町村 (2022年度)	➡	54市町村 (2027年度)
・家庭教育の推進に係る協力企業等の数	現状値 794箇所 (2022年度)	➡	900箇所 (2027年度)

ア. 保育等の子育て支援体制の整備

待機児童の解消に向け、民間保育所の整備促進や、認定こども園、小規模保育事業などの地域型保育事業の活用など、様々な待機児童対策を推進するとともに、子どもの資質や能力を一層育むため、自然保育をはじめ保育の質の充実に向けた取組を推進する。

また、子育て家庭を地域全体で支えるため、病児保育や一時預かりなどの多様な子育て支援サービスを展開するとともに、放課後児童クラブの拡充を図る。

さらに、働きながら幼稚園に通わせたいという保護者等に対する支援として、幼稚園が正規の教育時間の前後や休業日などに実施する「預かり保育」を推進する。

障害のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもとその家族が、地域社会の中でその人らしく暮らせるよう、地域における受け入れ・支援体制の整備を推進する。

- ・待機児童解消に向けた保育所整備の促進
- ・小規模保育や家庭的保育、認定こども園など多様な待機児童対策の推進
- ・延長保育や病児保育など多様な保育ニーズへの対応
- ・地域子育て支援拠点施設等への助成
- ・放課後児童クラブへの助成
- ・保育の質の充実に向けた取組の推進
- ・障害のある子どもやその家族への支援体制づくり 等

イ. 保育人材等の確保と資質の向上

保育現場で働く人材を確保するため、保育の資格取得を目指す学生や、資格を持ちながら保育所などに勤務していない潜在保育士等に対する支援を行い、県内保育所などへの就職を促進するとともに、民間保育所等における保育士の処遇改善や基準を上回る職員の配置を促進する。

また、保育の質の維持向上に向けて、保育士の経験年数や各施設の状況に応じた研修等を実施し、保育士などの資質向上に取り組むとともに、安心して働ける環境づくりを進める。

- ・ ちば保育士・保育所支援センターの活用による潜在保育士等への就職支援
- ・ 学生等に対する保育士への就業促進
- ・ 保育士等の資質の向上 等

ウ. 子どもの保健対策に関する支援

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援及び乳幼児等の健康を守る体制づくりとして、地域における母子保健関係者の協議の場において、課題や情報の共有を図る。

また、子どもの健やかな成長につながるよう、子どもが病気や怪我などにより受診した場合の医療費について、県と市町村が一体となり助成する。

- ・ 妊婦や乳幼児等の健康を守る体制づくり
- ・ 産後ケア事業の促進
- ・ こども家庭センターの設置促進
- ・ 子ども医療費の助成（再掲） 等

エ. 児童虐待防止対策の充実と社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

子どもの健やかな成長に重大な影響を及ぼす児童虐待を未然に防止し、市町村や関係機関、県民など社会全体で子どもの命を守るため、母子保健施策との連携を深め、児童相談所の体制・機能の強化を進めるとともに、県民が児童虐待についての正しい理解を深める機会を提供する。

また、DVのある家庭では児童虐待も起きている場合があるため、DV防止に向け、県民に対する広報・啓発を行うとともに、DV被害者等が安心して生活できるよう支援する。

さらに、社会的養護を必要とする子どもたちの里親・ファミリーホームへの委託を推進するとともに、児童養護施設等について、家庭的養護を推進するため、施設の小規模化や地域分散化など必要な整備を図る。

- ・ 母子保健従事者等への研修
- ・ 児童相談所の体制・機能の強化
- ・ デジタル技術を活用した児童相談所の業務改善
- ・ 市町村や学校、警察、医療機関など関係機関との連携推進
- ・ 県民に対する児童虐待防止やDV防止に係る広報・啓発の充実
- ・ 配偶者暴力相談支援センターの機能強化 等

オ. 企業・地域による支援体制及び協働体制の構築

県内や周辺エリアに所在する企業や商店等が、地域における子育て支援の担い手として参加する「子育て応援！チーパス事業」など企業参画型子育て支援事業の推進を図る。

また、地域において、妊娠・出産・子育て世代への支援者の養成や、子育て家庭の親と子が身近な場所で交流し、育児相談ができる地域子育て支援拠点施設等への助成を行う。

- ・ 子育て応援！チーパス事業の推進（再掲）

- ・ チーバくんを活用した子育て応援事業の推進
- ・ 地域子育て支援拠点施設等への助成（再掲）
- ・ 地域学校協働活動（放課後子供教室・地域未来塾等）の推進 等

カ. 幼児教育の推進

子どもたちの将来に大きな影響を与え、義務教育以降の教育の土台となる幼児期の教育の充実が重要であることから、保育教諭、幼稚園教諭、保育士などの資質・能力の更なる向上に向けて、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を充実する。

また、幼児教育アドバイザーを県内の幼児施設等に派遣し、教員等の指導力向上や、教育課程等に係る指導助言を行い、各施設の状況に応じた教育・保育の質の向上を図るとともに、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である市町村を支援する。

さらに、幼児期に生まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教員との意見交換や合同研究の機会等を設けることなどにより、円滑な接続を推進する。

- ・ 保育士等の資質の向上（再掲）
- ・ 自然環境保育に取り組む施設・団体の活動への支援
- ・ 接続期のカリキュラム千葉県モデルプランの活用
- ・ 計画的な職員研修の実施
- ・ 幼児教育アドバイザーの派遣
- ・ 幼児教育から小学校教育への円滑な移行 等

キ. 家庭教育への支援

全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、ウェブサイトや啓発リーフレットなどにより、幼児期からの子育てに役立つ情報を提供するとともに、子育てや家庭教育支援に関する講座など、保護者の学習機会の充実を図る。

- ・ ウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」の活用
- ・ 学校から発信する家庭教育支援プログラムの活用 等

ク. 子どもや家庭に対する相談支援体制の充実

いじめ・不登校などの「未然防止・早期発見・早期対応」に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を充実するとともに、各学校や子どもと親のサポートセンター等で行う児童生徒、保護者を対象とした教育相談体制の一層の充実を図る。

また、ニート、ひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援のため、千葉県子ども・若者支援協議会を開催するとともに、千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）を運営し、助言や適切な専門支援機関の紹介等を行う。

- ・ 千葉県子ども・若者支援協議会と千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）を活用した相談支援の実施
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置の充実
- ・ 児童生徒、保護者を対象とした教育相談体制の充実 等

③未来を担う子どもの育成

学校、家庭、住民、企業・団体などと連携・協働し、質の高い、安全・安心な教育環境づくりを進め、デジタル技術も活用して個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図ることにより、夢や目標を持ち、自らの生き方を考え、何事にも前向きにチャレンジし、地域や世界で活躍できる能力を備えた、千葉県の未来を担う子どもを県内各地域で育成する。

〔重要業績評価指標 (KPI)〕

・学校評価における保護者アンケートにおいて、「学校運営」に関する項目について「満足」「おおむね満足」と回答をした保護者の割合
現状値 87.3% (2022年度) ➡ 増加を目指す (2027年度)
・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合
現状値 小学校80.5% 中学校66.2%(2022年度) ➡ 小学校83% 中学校69%(2027年度)
・コミュニティ・スクールを導入した学校の割合
現状値 33.1% (2023年度) ➡ 66% (2027年度)
・児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合
現状値 76.5% (2022年度) ➡ 100% (2027年度)

ア. すべての子どもたちが質の高い教育を受けられる環境づくり

県内において、全ての子どもたちが質の高い教育を受けることができるよう、「ちばっ子『学力向上』総合プラン」に基づき、子どもたちの学習意欲の向上のため、魅力ある専門分野の人材の活用や一人ひとりの特性に応じた学習支援、学び直しの機会の提供など、子どもたちの学習環境を整え、主体的な学びを促進することで、自ら課題を持ち、多様な人々と協働し、粘り強くやりぬく子の育成を図る。

さらに、障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を身に付けることができるよう、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、幼児期から学校卒業までのライフステージに沿って、適切な指導及び必要な支援を行う。

- ・家庭でも活用できる学習教材の配信による学びの着実な習得と意欲の向上
- ・各分野における優れた知識・技能を持つ人材の活用による学習意欲と学力の向上
- ・グローバル化に対応した英語教育の充実
- ・先進的な教育活動による子供たちの科学や社会課題に対する興味・関心と知的探究心の向上
- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 等

イ. キャリア教育の推進

学校における全ての教育活動を通じて、家庭や地域、産業界との連携の下、働くことの意義や尊さ、学校における学びと将来との関係を考えさせる系統的なキャリア教育を推進するとともに、将来の労働市場を見据え、社会で求められ活躍することのできる人材を育成するために、地元企業等と連携した専門的職業教育の充実に向けた取組や、地域への愛着を育むとともに、その地域で必要とされる人材育成の充実を図る。

また、子どもたちの職業意識等の実態に基づいて、目標を持たせ、社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を身に付けるために、キャリア教育に係る教職員の指導力の向上を図る。

さらに、障害のある生徒の学校卒業後の暮らしが豊かなものとなるよう、福祉や医療、労働関係機関と連携し、就労支援の充実を図る。

- ・学校と地域、社会、産業界等が連携、協働したキャリア教育支援体制の構築
- ・地域で必要とされる人材育成のための職業教育の推進
- ・職業系専門学科の理解促進
- ・発達の段階に応じた職場見学、職場体験、インターンシップ等の推進
- ・夏休み等を利用して、最先端の科学・技術などに触れる体験活動の推進
- ・保護者の働く姿に触れる体験活動の推進
- ・障害のある生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの構築

- ・障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築 等

ウ. 学校の魅力の向上と改革の更なる推進

社会の変化や児童生徒の多様なニーズに対応し、豊かな学びを実現する教育活動を推進していくため、地域に開かれた「魅力ある学校づくり」を着実に推進するとともに、私立学校については、独自の建学の精神に基づいた特色ある教育に係る取組を支援する。

- ・県立学校における地域活性化への貢献
- ・地域人材の活用 等

エ. 学校における多様な教育活動を支援する体制づくり

学校において多様な教育活動ができるよう、学校運営に必要な支援に関する協議を行う「学校運営協議会」と様々な活動を行う「地域学校協働本部」が連携した、一体的な取組を推進する。

また、大学・企業等による出張講義・出前講座などを通じて、地域全体で学校を支援する体制づくりを推進する。

- ・地域学校協働本部の推進
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的推進
- ・大学・企業等による出張講義・出前講座の推進 等

オ. デジタル技術を活用した教育の質の向上

端末を日常的に活用することで、児童生徒が、デジタル技術を新たな学びのツールとして自由な発想で適切に活用できるようにするために、デジタル技術の活用を前提として、これまでの実践を生かして授業を再構築し、教育の質を向上させる。

また、児童生徒の発達段階を考慮し、情報活用能力の育成を目指したカリキュラム・マネジメントを行い、児童生徒の学び意欲を引き出すとともに、学習成果の向上に努める。

さらに、端末の持ち帰りを推進し、家庭等でも日常的に端末を活用した学習機会を増やす取組を推進する。

- ・各学校段階における情報活用能力育成のための体系表を活用した授業改善の推進
- ・プログラミング教育、高等学校の教科「情報」の指導の充実
- ・地域、大学、企業等と連携したデジタル人材育成のための体制の構築
- ・1人1台端末等を活用した家庭学習の推進 等